

議案第 38 号

橋本市パイル織物開発センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
について

橋本市パイル織物開発センター設置及び管理条例の一部を改正する条例につ
いて、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市パイル織物開発センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市パイル織物開発センター設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第186号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前
<p>(使用料) <u>第10条</u> 開発センターの使用料は、別表に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>2 略 (利用料金制) 第15条 略 2.3 略 4 利用料金の額は、<u>第10条第1項に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときはも同様とする。</u> 5.6 略</p> <p>別表(第10条、第15条関係) 場所 金額 作業場 1日当たり 9,524円 ① 略</p>	<p>(使用料) 第10条 開発センターの使用料は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>2 略 (利用料金制) 第15条 略 2.3 略 4 利用料金の額は、<u>別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときはも同様とする。</u> 5.6 略</p> <p>別表(第10条、第15条関係) 場所 金額 作業場 1日当たり 10,000円 ① 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橋本市パイル織物開発センター設置及び管理条例(以下「新条例」という。)に規定する開発センターの使用料又は利用料金は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについて適用し、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定により指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。